

書面開催のため資料送付

令和3年度 第2回葛飾区特別支援教育推進委員会 次第

1 開会

2 議題（報告事項）

- (1) 令和3年度葛飾区特別支援教育事業の取組状況について 資料2
- (2) 特別支援学級の増設について 資料3
- (3) 特別支援教育に関する研修について 資料4
- (4) 各検討部会の活動報告について 資料5

3 議題（検討事項）

- (1) 葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン改訂について 資料6
- (2) 葛飾区特別支援教育推進委員会の委員構成の見直しについて 資料7

4 その他

令和3年度 第2回葛飾区特別支援教育推進委員会 意見提出用紙

---

【資料】

- 資料1 令和3年度葛飾区特別支援教育推進委員会名簿
- 資料2 令和3年度特別支援教育事業の取組状況
- 資料3 特別支援学級の増設
- 資料4 特別支援教育に関する研修
- 資料5 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会の活動報告
- 資料6 葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン（改訂版）の主な概要等
- 資料7 葛飾区特別支援教育推進委員会の委員構成の見直し等

## 令和3年度 葛飾区特別支援教育推進委員会 名簿

	所属	職位	氏名
委員長	葛飾区教育委員会事務局	学校教育担当部長	菅谷 幸弘
副委員長	聖徳大学	教授	河村 久
委員	都立よつぎ療育園	園長	玉木 久光
委員	のぞみ学園かめあり	園長	早川 薫
委員	私立幼稚園連合会	東江幼稚園長	浅井 正信
委員	私立保育園連盟	砂原保育園長	高橋 広美
委員	私立保育園経営者協議会	監事	高橋 龍晟
委員	私立学童保育クラブ連盟	葛飾福祉館理事長	大高 幹
委員	葛飾区立小学校長会	奥戸小学校長	小笠原 敏文
委員	葛飾区立小学校長会	北野小学校長	景山 与賜也
委員	葛飾区立中学校長会	新宿中学校長	沢田 秀夫
委員	葛飾区立小学校副校長会	中青戸小学校副校長	宮本 達也
委員	葛飾区立中学校副校長会	奥戸中学校副校長	天野 尚美
委員	都立葛飾ろう学校	校長	小林 俊也
委員	都立葛飾盲学校	校長	田島 忍
委員	都立鹿本学園	統括校長	高橋 馨
委員	都立水元小合学園	統括校長	篠崎 友誉
委員	都立水元特別支援学校	校長	齊藤 政行
委員	都立葛飾特別支援学校	校長	山崎 久美
委員	葛飾区福祉部障害福祉課	課長	川上 鉄夫
委員	葛飾区福祉部障害者施設課	課長	新井 秀成
委員	葛飾区保健所 青戸保健センター	所長	笥 美紀
委員	葛飾区子育て支援部育成課	課長	橋口 昌明
委員	葛飾区子育て支援部子育て支援課	課長	橋本 幸夫
委員	葛飾区子育て支援部保育課	課長	菊岡 秀昌
委員	葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課	課長	川上 義幸
委員	葛飾区子育て支援部子ども応援課	課長	角谷 武是
委員	葛飾区教育委員会事務局学校施設担当課	課長	森 孝行
委員	葛飾区教育委員会事務局学務課	課長	山崎 淳
委員	葛飾区教育委員会事務局指導室	室長	加藤 憲司
委員	葛飾区教育委員会事務局学校教育支援担当課	課長	大川 千章

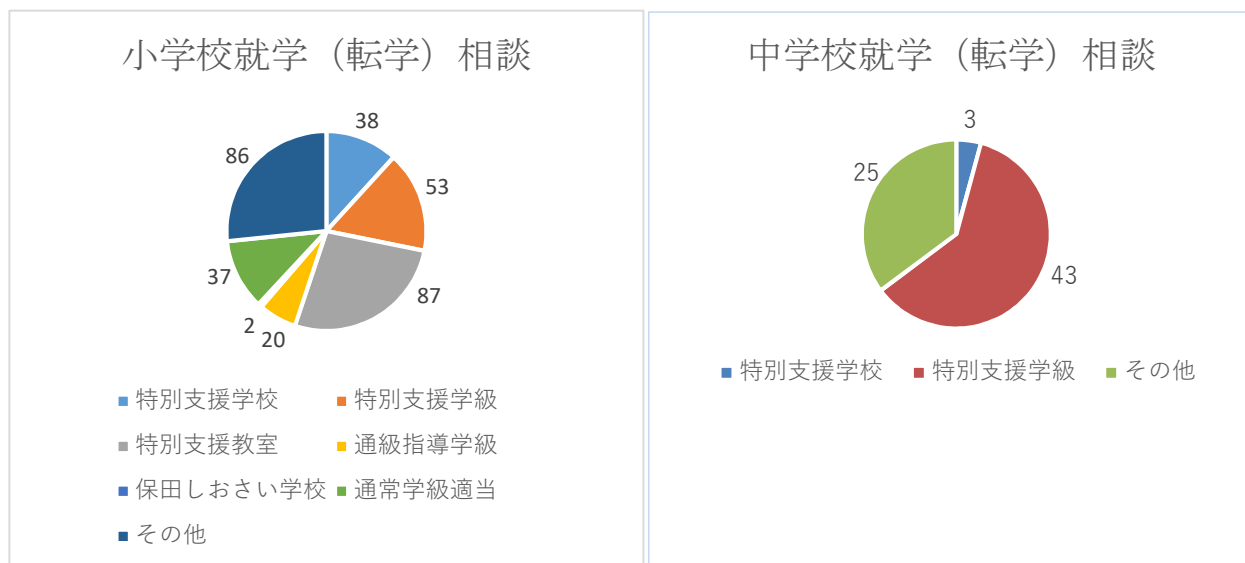
## 令和3年度 葛飾区特別支援教育事業の取組状況

## 1 就学相談について

(1) 就学相談受付件数 (令和3年度は12月末現在)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	416	390	394
増減率	1.16	0.93	1.01

(2) 令和3年度就学相談内訳



(3) 引き継ぎ会申込み件数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	384	462	424
増減率	0.99	1.20	0.91

## 2 特別支援教室について

(1) 小学校入室者数 (年度末時点) (令和3年度は12月1日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	952	960	1,061
増減率	1.24	1.00	1.10

(2) 中学校入室者数 (年度末時点) (令和3年度は12月1日時点)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	210	222	231
増減率	1.38	1.05	1.04

(3) 特別支援心理コーディネーターによる小中学校連携サポート

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	150	143	184
増減率	1.29	0.95	1.28

- (4) 「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」の改訂  
 ・東京都教育委員会発行の「特別支援教室の運営ガイドライン」の内容を踏まえて改訂

### 3 医療的ケアについて

- (1) 葛飾区立学校での在籍数

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	1	2	3(※)
中学校	0	0	0

※医療的ケアの内訳：導尿1名、気管切開によるたんの吸引2名

- (2) 医療的ケア実施者 学校看護師（会計年度任用職員）

### 4 知能検査、アイリスシート（学齢期版支援シート）実績

- (1) 知能検査実施数（令和3年度は12月末現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	478	593	608	559	569
増減率	0.96	1.24	1.02	0.91	1.01

- (2) アイリスシート学齢期版支援シート交付数（令和3年度は12月末現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
交付数	134	72	49	49	50
増減率	0.96	0.53	0.68	1.00	1.02

### 5 専門家チーム派遣、支援会議実績

- (1) 専門家チーム派遣数（令和3年度は12月末現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
派遣数	236(32)	289(30)	164(5)	268(5)	276(4)
増減率	1.28(1.28)	1.22(0.93)	0.56(0.16)	1.63(1.00)	1.02(0.8)

※（ ）は特別支援学校コーディネーター内数

- (2) 支援会議実施数（ケース会議含む）（令和3年度は12月末現在）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施数	123	133	90	102	67
増減率	2.36	1.08	0.67	1.13	0.65

## 特別支援学級の増設

### 1 知的障害特別支援学級

(1) 現状

小学校 8 校・中学校 7 校に設置している。

令和 4 年度から、小学校 1 校に増設する。

(2) 対象校

白鳥小学校

(3) 令和 4 年度見込み児童・生徒数

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	学級数
白鳥小	2	3	1	3	0	1	10	2

【小学校】

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	学級数
亀青小	7	7	6	7	14	5	46	6
水元小	10	5	6	2	8	5	36	5
梅田小	1	6	8	8	7	4	34	5
二上小	8	3	5	6	4	5	31	4
柴又小	4	5	4	2	3	4	22	3
東金町小	1	4	5	6	2	1	19	3
こすげ小	2	2	4	6	4	0	18	3
奥戸小	5	4	3	2	1	2	17	3
合計	40	39	42	42	43	27	233	34

【中学校】

	1 年	2 年	3 年	合計	学級数
青戸中	7	10	15	32	4
四ツ木中	10	8	9	27	4
葛美中	8	10	9	27	4
綾瀬中	6	8	4	18	3
新宿中	5	5	7	17	3
上平井中	3	4	8	15	2
奥戸中	3	2	4	9	2
合計	42	47	56	145	22

## 2 自閉症・情緒障害特別支援学級

(1) 現状

小学校 1 校・中学校 1 校に設置している。

令和 4 年度から、小・中学校に 1 校ずつ増設する。

(2) 対象校

清和小学校、立石中学校

(3) 令和 4 年度見込み児童・生徒数

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	学級数
清和小	-	0	2	1	0	1	4	1
立石中	3	0	0	-	-	-	3	1

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計	学級数
高砂小	-	0	1	1	2	1	5	1
高砂中	5	5	2	-	-	-	12	2

## 特別支援教育に関する研修

### 1 令和3年度 研修の実施状況

#### (1) 巡回指導教員研修

ねらい：在籍学級への適応における課題に焦点を絞った指導の充実に向け、各拠点校内におけるOJT及び拠点校間の情報共有・連携を深め、巡回指導教員の指導力・専門性の向上と区内小中学校の特別支援教育の推進を図る。

実施月日	内容
7月27日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都のガイドラインについて</li> <li>・巡回指導教員の指導充実にについて</li> <li>・9月末からの巡回指導教員の指導訪問について</li> </ul>
12月21日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に課題のある子供の理解と支援</li> </ul>

#### (2) 特別支援教育コーディネーター研修

ねらい：学校の特別支援教育の推進に向け、校内委員会の企画・運営・協議が円滑にできるよう、学校に関わる専門家や、医療、福祉、保健等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくり等、コーディネータ力の向上を図る。

研修月日	研修内容・講師等
4月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度葛飾区の特別支援教育の取組について</li> <li>・就学相談について</li> <li>・自閉症、情緒障害特別支援学級相談会等の流れ・日程について</li> <li>・副籍について</li> <li>・特別支援教育コーディネーターの役割について</li> </ul>
12月9日（木）	「発達障害のある児童・生徒の教育の充実 ～特別支援教育コーディネーターの役割と校内委員会の進め方～」

#### (3) 特別支援教室専門員研修

ねらい：行動観察等の記録・報告が、児童・生徒の実態把握や理解、また指導改善につながるよう、情報共有・研修協議を行い、特別支援教室専門員としての資質向上を図る。

実施月日	内容
4月13日（火）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度葛飾区の特別支援教育の取組について</li> <li>・特別支援教室専門員の役割について</li> <li>・特別支援教室に関わる一年間の流れについて</li> <li>・拠点校別情報交換</li> </ul>
10月12日（火）	「専門員の資質向上に向けて ～知能検査と行動観察～」

**(4) 初任者研修・新規採用者研修・期限付任用教員任用時研修会**

ねらい：初任教諭の段階で身に付けるべき、特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識及び指導力について育成を図る。

実施月日	内容
5月20日（木）	特別支援教育の基礎的な理解

**(5) 特別支援教育基礎研修会**

ねらい：特別支援教育に関わる基礎的・基本的な知識、及び児童・生徒理解について育成を図る。

実施月日	内容
4月21日（水） 7月27日（火）	通常の学級における特別支援教育の充実 ～インクルーシブ教育の視点から～

**(6) 教育相談実技研修**

ねらい：教育相談実技研修に特別支援教育に関する講義を位置付け、教員経験・職層に応じた実践力の育成を図る。

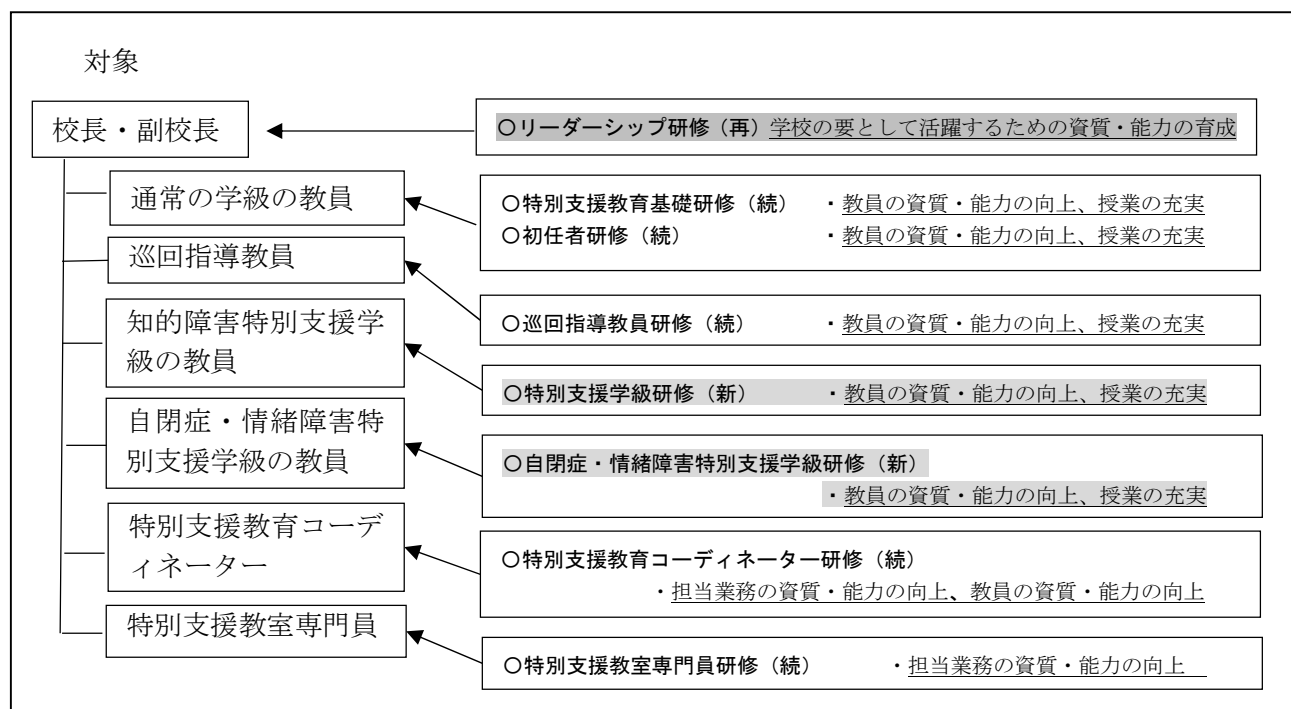
<p><b>【初級】初任者～</b> 教育相談の基本的な考え方を習得する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談の理解</li> <li>・児童理解・生徒理解に向けた環境づくり</li> <li>・教育相談に対する抵抗感の軽減</li> </ul>	
10月15日（金）	「発達障害当事者からみた特別支援教育」

<p><b>【中級】3年目以上</b> 教育相談の実践的な課題をテーマにした実践力を養う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実践的な教育相談機能の習得</li> <li>・テーマごとに取り組む演習</li> </ul>	
9月28日（火）	「学校教育における合理的配慮に基づいた指導」



## 2 令和4年度 研修の実施計画

特別支援教育に関わるすべての職層・職種を対象に研修の機会を設定し、教職員の専門性や資質・能力の向上を図る。



※表示について

・（再）令和2年度実施。令和4年度再度実施予定。 ・（続）令和3年度実施。令和4年度継続実施予定。 ・（新）令和4年度新規実施予定。

## 葛飾区特別支援教育推進委員会における各検討部会の活動報告

### 1 各会について

---

- 1 本会  
特別支援教育推進委員会（葛飾区における特別支援教育の推進）
- 2 検討部会
  - (1) 特別支援教育専門性向上検討部会  
（特別支援教育に関わる者の専門性向上研修等）
  - (2) 自閉症・情緒障害教育検討部会  
（自閉症・情緒障害特別支援学級及び特別支援教室の運営等）
  - (3) 特別支援教育環境改善検討部会  
（医療的ケアを含む区立学校における合理的配慮の実施等）
- 3 その他  
医療的ケア判定審査会  
（区立学校における医療的ケアの実施の可否を検討）

### 2 活動報告

---

- 1 特別支援教育専門性向上検討部会
  - (1) 第1回：令和3年7月15日 開催
    - ・主な議題：知的障害特別支援学級の増設について、特別支援学級の教科用図書について
    - ・現状報告、課題整理、意見交換
  - (2) 第2回：令和3年10月20日 開催
    - ・主な議題：知的障害特別支援学級の状況について、特別支援教育の充実に向けた研修について
    - ・経過報告、課題整理、意見交換
  - (3) 第3回：令和3年12月20日 開催
    - ・主な議題：特別支援学級の専門性向上に係る計画について、特別支援学級の教科用図書について
    - ・経過報告、課題整理、意見交換

### 2 自閉症・情緒障害教育検討部会

#### (1) 第1回：令和3年7月15日 開催

- ・主な議題：自閉症・情緒障害特別支援学級の増設について、特別支援教室の運営ガイドラインについて
- ・現状報告、課題整理、意見交換

#### (2) 第2回：令和3年10月20日 開催

- ・主な議題：自閉症・情緒障害特別支援学級の相談会等について、特別支援教育の充実に向けた研修について
- ・経過報告、課題整理、意見交換

#### (3) 第3回：令和3年12月20日 開催

- ・主な議題：葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン（改訂素案）について
- ・経過報告、課題整理、意見交換

### 3 特別支援教育環境改善検討部会 開催なし

### 4 医療的ケア判定審査会

令和3年12月10日 開催

- ・主な議題：令和4年度公立幼稚園入園予定児の医療的ケアについて
- ・現状報告、課題整理、実施可否検討、意見交換

## 3 今後の課題

- 1 令和4年度開設の特別支援学級について、運営状況の確認及び指導効果等の検証
- 2 「葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン」に沿った教室運営の徹底

ページ	項目	内容
1・3	特別支援教室の対象となる児童・生徒及び教育課程	特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の自立活動の内容を参考に、通常の教育課程とは別に特別の教育課程を編成すること等について明記。
2・1	主な関係教職員等の責務・役割等	校長、在籍学級担任や教科担任、巡回指導教員、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育専門員、巡回相談心理士、特別支援心理コーディネーター、特別支援教育専門家チームの責務・役割について、より具体的に明記。
3・2	原則の指導期間の考え方	原則の指導期間は1年間。1年間でどのように成長・変容しているのか、指導の延長が必要かどうかを、年度末に向けて確実に検討していく。
3・5	校内委員会の開催	児童・生徒の行動を、客観的資料を基に検討する。支援レベル1、2の児童・生徒への支援についても、在籍学級での工夫や配慮により、在籍学級で充実した学校生活を送れるよう、校内で統一した指導を行う。
3・9	特別支援教室の入室に係る判定委員会（※）	対象となる児童・生徒の入室が必要であるとの判断に至った経緯や支援レベル1、2の段階での支援の状況等については、可能な限り在籍校の管理職同席のもと、在籍学級担任が必要に応じて特別支援コーディネーターとともに説明することが望ましい。 在籍校の管理職が同席できない場合には、対象となる児童・生徒の入室に係る校長の意見を書面等により明示する。  （※）区市町村教育委員会が管内小中学校の児童・生徒の特別支援教室への入室を判定する会議体
3・11	個別指導計画及び連携型個別指導計画の作成	連携型個別指導計画を活用して、在籍学級担任は巡回指導教員と情報を共有し、児童・生徒への総合的な所見を記載し、次の指導に引き継いでいく。
3・13	原則の指導期間に係る例外適応	校内委員会において、学期ごとに指導目標の達成状況等の評価を行う。 評価後は、学期期間中の指導の経過、児童・生徒の変容及び次の期間の指導計画等について、教育委員会に書面で報告する。 教育委員会は、内容を確認し、指導目標の達成に向けて必要な指導・助言を行う。
3・15	指導期間終了後の対応に関する検討	指導延長した場合、同様の指導目標で最大2年間特別支援教室において指導を行うことになる。 延長期間内に、設定した指導目標が達成できない場合、適切な支援の在り方について、判定委員会等において、改めて十分に審議し、総合的に判断していく。
3・15	再入室に関する仕組み	特別支援教室退室後、おおむね3か月以上6か月の間に、前回入室時に見受けられた困難と同様の困難が生じ、校内委員会において入室が必要と判断された場合は、再入室の手続きを簡略化する。 （ア）判定委員会の審議に代えて、書類のみの審査等、簡易的な方法により判定する。 （イ）判定委員会の実施のタイミングが合わない場合は、指導開始後に判定委員会に報告し事後承認を受ける。

ページ	項目	内容
6・1	第6章 専門性の向上 に向けた研修 の充実	研修の実績や経過について削除し、研修の内容について重点的に記載
7・1	第7章 全ての児童・生徒・保護者への 理解啓発推進	特別支援教室の設立の経緯等を削除し、児童・生徒・保護者への理解啓発推進について重点的に記載

## 葛飾区版特別支援教室の運営ガイドライン（改訂素案）についての校長からの意見

ページ	第1章 特別支援教室とは	取扱い	理由
1-3	(教育課程) 教育課程に記載する児童の障害種別は、入室時のものにする、とありましたが、例えば、指導過程で、他の障害種別の傾向が疑われた場合、二年目の教育課程で障害種別を変更することが可能なのでしょうか	×	児童・生徒の特性を見直し、障害種別を変更することは可能です。
ページ	第3章 特別支援教室における指導の開始と終了	取扱い	理由
3-2	原則1年としている点、都教委の想定についてはわかるが、実際に1年では無理がある生徒が多い現状であり、原則2年が望ましい。	×	都ガイドラインでは原則1年となっており、本区の運営も同様となります。ただし、指導期間の延長は可能です。
3-2	5, 6年生の間の2年間で通室した場合、中学校で延長して通室することはできないということか、もしくは、中学校では新たに1年目とするのか。	×	5年生で入室し、5・6年生で通室した場合、6年時に指導目標を達成できていなければ、判定委員会で適切な支援の在り方を審議することとなります。引き続き、中学校でも必要となった場合は、新たに1年目とはならず、3年目となります。
3-3(1)	5歳児健康診査 → 健康診断？	×	葛飾区では「5歳児健康診査」という名称で実施しています。
3-9	(判定委員会の開催) ・担任やコーディネーター、巡回指導教員、管理職がセンターへ出向いて、同席しての説明は、時間が取れず現実的ではない。 ・「校長の意見書」についても、すべて校長が作成することは困難なので、教員が行うことになる。事務仕事の増加につながり、他の業務に支障が出る。	×	担任やコーディネーター、巡回指導教員、管理職がセンターへ出向いて、同席しての説明は、原則求めません。それに代わり、来年度から申請書に巡回指導員所見、校内委員会所見欄に加えて、担任所見、学校長の意見欄を設けております。
3-10	<適当と思われぬ> 教育委員会から説明し → 今までやっていなかったと思いますが、可能ですか？	○	書類判定結果の「適当と思われぬ(不適)」は教育委員会から説明しておらず、書類送付のみです。直接判定結果で「適当と思われぬ(不適)」となった場合のみ、教育委員会から説明しているため、そのように修正いたします。
3-14	(指導延長期間中の評価) ・学期ごとの指導目標の達成状況の評価についての「書面報告」は、事務作業の増加につながる。ただでさえ、特支教室にかかわる書類作成は膨大な量である。さらに書類が加わることは、他の業務に支障が出ることは容易に予測できる。	×	新たに書類を作成するのではなく、連携型個別指導計画書を活用して、学期ごとの報告を依頼する予定です。
3-14	指導延長期間中の評価について、学期ごとに行うとあったが、特別支援教室の指導については、ある程度長期的なスパンで児童の変容をみとめる必要があるという考えから、本校では連携型個別指導計画を前期・後期で作成している。期間中の評価については、校内委員会を開催したうえで、丁寧に行っていくためには、前期・後期の2回程度で行うことが望ましいと考える。	×	・段階的に短期の指導目標を達成することによって、長期の指導目標が達成されていくため、都ガイドラインの運営と同様に、学期ごとに評価を行います。延長期間中は、評価について書面で教育委員会に報告をさせていただきます。教育委員会は、報告を受けて、指導延長の条件を踏まえ、指導延長後の在籍校の取組状況について確認し、指導目標の達成に向けて必要な指導・助言を行います。
3-15	(延長期間終了後の対応に関する検討) 1年で退室ということは、現在入室している児童は、令和4年度で全員退室になるのか。それとも、場合によって令和5年度も継続できるのか。現在の退出の状況を考えると、2年間で退出している児童は、ほとんどいないので、現状と合っていない。	×	現在入室している児童・生徒で、令和4年度に「指導継続が適当と思われる」と判定された場合は、令和4年度が1年目となります。また令和5年度の判定委員会で「指導継続が適当と思われる」と判定されれば、延長可能です。
3-15(6)	ウ 簡略化に関わる具体的な手続きについて、事後承認だと安易に再入室できてしまう気もしますが、いかがでしょうか。	×	再入室は、退室後、おおむね3か月以上6か月の間に、前回入室時に見受けられた困難と同様の困難が生じ、校内委員会において入室が必要と判断された場合となります。速やかに特別支援教室での指導につなげるため、判定会とのタイミングが合わない場合は、事後承認としています。(都ガイドラインの運営と同様です。)
その他自由意見		取扱い	理由
①今後、児童数が減り、教員数もそれに伴って大幅に減っていくことが予想されます。児童へ効果的な指導をしていくためにも、OJTを考慮した教員の配置について配慮していただくと大変ありがたいです。		△	ご意見として承り、関連部署と共有します。

## 取扱いの凡例

○：ガイドラインを修正する。 ×：ガイドラインを修正しない。 △：参考意見とする。



# 東京都の発達障害教育



落ち着きがないから、授業中ちゃんと座ってられないんじゃないかな・・・



文字を読むのが苦手みたいだから、授業についていけないか心配だな・・・



自分の気持ちをコントロールしたり発信したりするのが苦手なのよね・・・



お子さんの成長や発達が気になる方へ・・・

**東京都では「特別支援教室」の制度を導入し、支援の体制を整えています。その概要を御案内します！**

## 発達障害のある児童・生徒への支援

都内公立小・中学校では、特別支援教室や自閉症・情緒障害特別支援学級における指導・支援を中心に、発達障害のある児童・生徒に対する支援を行っています。

### ■ 特別支援教室

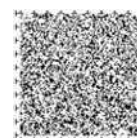
通常の学級に在籍し、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が、在籍学級における障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るため、一部の時間、別の教室で指導を受けられる制度です。なお、特別支援教室は都内の全公立小・中学校に設置されており、原則自分の在籍する学校で指導を受けます。

### ■ 自閉症・情緒障害特別支援学級

通常の学級における学習では、十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒については、自閉症・情緒障害特別支援学級において指導・支援を行っています。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級の設置状況は、区市町村によって異なりますので、お住まいの区市町村教育委員会にお問合せください。

## 早期発見・早期支援が重要！

発達障害は、外見から困難さが見えにくいいため、「怠けている」「反抗的である」などの誤解を受けることがあります。また、本人や保護者も学習上・生活上の困難が障害に起因していることに気がつきにくいいため、必要な指導や支援につながらない場合があります。早期に発見し、適切な指導・支援を行うことで、円滑な就学や在籍学級での充実した生活につなげることができます。





# 特別支援教室の概要

## 目的



発達障害のある児童・生徒のうち、特別な指導を必要とする児童・生徒が、特別支援教室で指導を受けることで、児童・生徒の学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになることです。

## 対象となる児童・生徒



- ・通常の学級に在籍している児童・生徒
- ・知的障害がなく、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害がある児童・生徒
- ・通常の学級での学習におおむね参加でき、一部、特別な指導を必要とする児童・生徒

### 自閉症

円滑な人間関係ができない、周囲の人が考えていることの推測が苦手等の発達の偏りが見られ、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

### 情緒障害

主として心理的な要因による選択性かん黙（※）等があるもので、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

### 学習障害（LD）

聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

### 注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意や衝動性、多動性の状態等があり、一部特別な指導を必要とする児童・生徒

※選択性かん黙とは、心理的な要因により、特定の状況（例えば、家族や慣れた人以外の人に対して、あるいは家庭の外など）で音声や言葉を出せず、学業等に支障がある状態を言います。

## 原則の指導期間



**特別支援教室の「原則の指導期間」は、1年間です。**

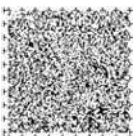
特別支援教室では、児童・生徒が自己の特性を理解し、困難への対応の仕方を学びます。

在籍学級で感じていた困難さを軽減し、前向きに学習等に取り組むことができるよう、一人一人に応じた指導目標を設定し、指導を行います。

一方で、特別支援教室で指導を受けている時間は、その時間の在籍学級での授業を抜けることから、在籍学級での学習内容の補習が必要になるなど、児童・生徒にとって負担になりかねません。

**そのため、特別支援教室では、保護者、学級担任や巡回指導教員など関係者が一丸となって、「原則の指導期間」内に、指導目標が達成されるよう連携・協力することが大切です。**

なお、指導目標を達成し、特別支援教室を退室した後でも、在籍学級において、その児童・生徒に必要な支援や配慮を行いながら授業をしていきます。





# 特別支援教室の入室までの流れ

お子さんの状況を把握し、指導・支援の必要性や在籍学級での課題等を踏まえ、区市町村教育委員会の判定委員会において指導の開始を決定します。就学前はお住まいの区市町村教育委員会（就学相談窓口）に、入学後は学校（学級担任等）に御相談ください。

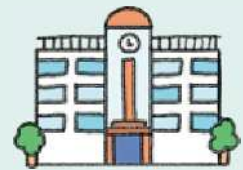
なお、入室に当たっては、発達検査（）を受けていただく必要があります。



新版 K 式発達検査や WISC-IV 知能検査など、発達の状況等を測る標準化された各種検査のことです。発達検査は、児童・生徒の得意な部分と苦手な部分に分かるほか、その児童・生徒にとってより良い支援の手がかりを得ることができるものであり、特別支援教室への入室検討だけでなく、在籍学級等での支援の方針や指導内容検討のためにも活用されます。なお、発達検査を受けられる機関については、お住まいの区市町村教育委員会にお問合せください。



保護者



就学相談



保護者との面接や就学前機関等での行動観察、医師の診察などにより子供の状況を把握し、適切な指導や支援について検討します。

学級担任



在籍学級での指導上の工夫や児童・生徒の様子など

在籍学級での指導方針や児童・生徒に対する校内の支援体制 など

校内委員会



学級担任のほか、以下の教職員が参加し、在籍学級における指導や支援の内容、校内支援体制及び関係機関との連携などについて協議を重ねます。

- ◆ 校長・副校長 ◆ 養護教諭 ◆ 特別支援教育コーディネーター ◆ スクールカウンセラー など

申請

児童・生徒の在籍学級での状況や必要とする支援の程度等を踏まえ、特別支援教室において一部特別な指導が必要と思われると判断した場合、保護者の同意を得て区市町村教育委員会に申請します。

区市町村教育委員会における判定委員会

在籍学級（就学前であれば就学前機関等）における状況、障害や必要とする支援の程度を踏まえ、在籍学級から離れて指導を行うことに伴う児童・生徒の負担などについて総合的に勘案した上で、児童・生徒にとって適切な指導体制を判断します。

在籍学級での学級担任による指導方法の工夫や配慮の実施

特別支援教室での指導

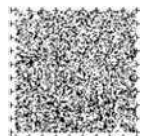
特別支援学級での指導

※指導開始までの流れは、区市町村教育委員会によって異なる場合があります。

# 特別支援教室の入室後の流れ

特別支援教室では、一人一人の状況に応じた学習上又は生活上の困難の改善・克服に向けた指導目標を立て、原則の指導期間（1年間）において指導します。

一貫性のある指導や支援を行っていくために、指導内容や児童・生徒の変容や成長は、保護者の皆様とも共有します。



# 特別支援教室での指導・支援

## 指導・支援体制

巡回指導教員が各校を回って指導を行うため、児童・生徒は他校へ移動することなく原則在籍校で指導を受けることができます。

### 小・中学校



学級担任等と巡回指導教員の連携・情報共有により、児童・生徒の在籍学級における困難を把握し、その困難に応じた自立活動の指導を行います。

特別支援教室では、巡回指導教員以外にも心理の専門家と特別支援教室専門員が支援を行っています。

- 心理の専門家 …… 障害の状態を把握し、指導上の配慮について教員に助言します。
- 特別支援教室専門員 …… 教員とともに、児童・生徒の行動観察や教材作製などを行います。

### 巡回

### 拠点校

- ・巡回指導教員が集中的に配置されている学校を拠点校と言います。
- ・巡回指導教員はあらかじめ決められた曜日・時間に対象の児童・生徒が在籍する学校を巡回し、特別支援教室において指導を行います。
- ・巡回指導教員同士が常に指導の方法や教材等を共有していくことで質の向上を図り、一人一人の児童・生徒の状況に応じて適切な指導を行います。



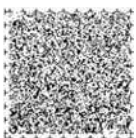
## 指導内容

特別支援教室では、一人一人の障害の状態や発達の段階等に応じた指導目標を設定して、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行います。

なお、教科の予習・補習や在籍学級での学習の遅れを取り戻すための指導は行いません。

### <指導内容例>

- ・場面にあった挨拶や発言が苦手な児童・生徒に対して、友達との遊びや会話の場面を想定した表現の練習を重ねることで、その場に応じた適切な言葉づかいや表現方法を身に付けられるようにします。
- ・課題を期日までに提出することや学習計画を立てることが苦手な児童・生徒に対して、スケジュール帳を使って生活や学習の予定を可視化することにより、自己管理の方法や学習の進め方を身に付けられるようにします。
- ・体の使い方や姿勢の保持が苦手な児童・生徒に対して、様々な課題を設けた運動を繰り返す行うことで、バランス感覚や触覚、運動感覚を高められるようにします。



**Q** 自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害があれば全員対象になりますか？

**A** 障害がある場合でも、在籍学級での指導方法の工夫や配慮により、在籍学級で充実した生活を送ることができる児童・生徒もいます。また、特別支援教室での指導は、在籍学級での授業の一部を抜けて受けることとなるため、障害の程度や在籍学級等での状況を十分考慮の上、特別支援教室での指導が必要かを十分に検討し、保護者との合意を含めて決定する必要があります。

＜在籍学級における支援の例＞

- ・ 黒板周辺の掲示物等を減らし視覚からの刺激が少なくなるような環境の整備
- ・ 読むことが苦手な児童・生徒へのデジタル機器を活用した授業作り
- ・ 児童・生徒に対する指示の出し方や言葉かけの工夫



**Q** なぜ知的障害のない児童・生徒が対象なのですか？

**A** 知的障害のある児童・生徒に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく实际的・具体的な内容を継続して指導することが必要です。そのため、一定の時間のみ取り出して指導を行うことにはなじまないことから、特別支援教室の対象としておりません。（文部科学省編著「障害に応じた通級による指導の手引」より）

**Q** 特別支援教室の担当教員（巡回指導教員）は、なぜ、拠点校から巡回し指導する仕組みなのですか？

**A** 特別支援教室では、児童・生徒の障害の状態に応じて、一人一人の指導内容が異なることから、指導を行う担当教員が、日常的に指導の方法や教材等を互いに共有したり、複数校の児童・生徒の指導に関わり多様な実践事例を蓄積したりできる体制とすることで、指導の質を向上させていくことが重要です。そのため、拠点校に集中的に配置し、巡回する体制としています。

**Q** 特別支援教室の退室後、支援が途切れてしまうのではないのでしょうか？

**A** 退室後も、特別支援教室での学びの成果を生かしながら、在籍学級を中心に、必要な支援を実施します。

**Q** 一度、退室したら、再度の入室はできなくなるのでしょうか？

**A** 入室時に、児童・生徒の困難に応じて設定される指導目標を達成した場合、特別支援教室を退室しますが、退室後に、再度、校内委員会及び判定委員会において、特別支援教室において一部特別な指導が必要と判断された場合には、特別支援教室に入室し指導を受けることが可能です。

**Q** 今後、高等学校に進学した場合、特別支援教室のような制度はありますか？

**A** 都立高校では、令和3年度から全校で、通級による指導を実施できる仕組みが整っています。詳細については、東京都教育委員会のホームページを御確認ください。

東京都教育委員会 通級による指導

検索

なお、申込みについては、都立高校に入学後、高校の先生に相談してください。





## 葛飾区特別支援教育推進委員会の委員構成の見直し

### 1 概要

葛飾区特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）構成は、葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条に規定する31名であり、教育委員会事務局の中でも大きな会議体となっている（例：教育情報化推進委員会15名、健康教育推進委員会11名）。そのため、会議の運営に効率を欠く面がある。

そこで、効率的な会議運営を図るため、委員の選出基準等を見直す。具体的には、区職員以外の委員を中心に最少人数で構成し、要綱第4条第1項の規定に基づき、必要に応じて委員以外の者から意見を求めることとする。

### 2 見直し案

- (1) 小学校校長会代表1人葛飾区立小学校副校長会代表1人、及び葛飾区立中学校副校長会代表1人を見直す。

委員会は、小学校長会及び中学校長会からそれぞれ1名の委員選出を行い、副校長職には検討部会の部会員を依頼する。

- (2) 都立鹿本学園統括校長の職にある者を見直す。

令和3年度から、都立鹿本学園への通学区域が変更となり、葛飾区全域は都立水元小合学園となるため、必要に応じて、出席依頼をする。

- (3) 福祉部障害福祉課長の職にある者、保健所青戸保健センター所長の職にある者、子育て支援部育成課長の職にある者、教育委員会事務局学校施設担当課長の職にある者を見直し、必要に応じて、出席依頼をする。

- (4) 教育委員会事務局学校教育支援担当課長の職にある者を見直し、事務局へ配する。

### 3 要綱改正

葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱の改正案のとおり、要綱の改正を行う。

## 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱

平成 19 年 9 月 14 日  
19 葛教指第 959 号  
教 育 長 決 裁

### (目的)

第 1 条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。
- (2) 特別支援教育の推進に関すること。
- (3) その他必要な事項

### (構成)

第 3 条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。
- 3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。

### (検討部会)

第 5 条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要

に応じて委員会に検討部会をおくことができる。

- 2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。
- 3 検討部会長は、委員のうちから委員長が指名した者とする。
- 4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。
- 5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年8月28日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

## 別表（第3条関係）

教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者  
学識経験者 1人  
医療機関関係者 1人  
療育機関関係者 1人  
葛飾区私立幼稚園連合会代表 1人  
葛飾区私立保育園連盟代表 1人  
葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1人  
葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1人  
葛飾区立小学校校長会代表 1人  
葛飾区立中学校校長会代表 1人  
都立葛飾ろう学校長  
都立葛飾盲学校長  
都立水元小合学園校長  
都立水元特別支援学校長  
都立葛飾特別支援学校長  
福祉部障害者施設課長の職にある者  
子育て支援部子育て支援課長の職にある者  
子育て支援部保育課長の職にある者  
子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者  
子育て支援部子ども応援課長の職にある者  
教育委員会事務局学務課長の職にある者  
教育委員会事務局指導室長の職にある者



## 葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="228 398 711 432">葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱</p> <p data-bbox="544 526 788 645">平成 19 年 9 月 14 日 19 葛教指第 959 号 教育長決裁</p> <p data-bbox="169 696 240 730">(目的)</p> <p data-bbox="153 741 788 898">第 1 条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p data-bbox="169 954 293 987">(検討事項)</p> <p data-bbox="153 999 724 1032">第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。</p> <p data-bbox="169 1043 778 1155">(1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。 (2) 特別支援教育の推進に関すること。 (3) その他必要な事項</p> <p data-bbox="169 1211 240 1245">(構成)</p> <p data-bbox="153 1256 788 1323">第 3 条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。</p> <p data-bbox="153 1335 788 1402">2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。</p> <p data-bbox="153 1413 699 1447">3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。</p> <p data-bbox="153 1458 751 1491">4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。</p> <p data-bbox="153 1503 788 1626">5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p data-bbox="169 1682 240 1715">(会議)</p> <p data-bbox="153 1727 619 1760">第 4 条 委員会は、委員長が招集する。</p>	<p data-bbox="890 398 1374 432">葛飾区特別支援教育推進委員会設置要綱</p> <p data-bbox="1206 526 1450 645">平成 19 年 9 月 14 日 19 葛教指第 959 号 教育長決裁</p> <p data-bbox="831 696 903 730">(目的)</p> <p data-bbox="815 741 1450 898">第 1 条 葛飾区における特別支援教育にかかる取組事項の検証及び推進に向けた検討を行うため、葛飾区特別支援教育推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。</p> <p data-bbox="831 954 956 987">(検討事項)</p> <p data-bbox="815 999 1390 1032">第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。</p> <p data-bbox="831 1043 1444 1155">(1) 特別支援教育の取組事項の検証に関すること。 (2) 特別支援教育の推進に関すること。 (3) その他必要な事項</p> <p data-bbox="831 1211 903 1245">(構成)</p> <p data-bbox="815 1256 1450 1323">第 3 条 委員会は、教育委員会教育長が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。</p> <p data-bbox="815 1335 1450 1402">2 委員長は、学校教育担当部長の職にある者をもってあてる。</p> <p data-bbox="815 1413 1364 1447">3 副委員長は、学識経験者をもってあてる。</p> <p data-bbox="815 1458 1417 1491">4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。</p> <p data-bbox="815 1503 1450 1626">5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p data-bbox="831 1682 903 1715">(会議)</p> <p data-bbox="815 1727 1281 1760">第 4 条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p data-bbox="815 1771 1450 1883">2 委員長は、委員会を招集する場合は、議事の内容、日時、場所その他必要な事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。</p> <p data-bbox="815 1895 1450 1962">3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p data-bbox="815 1973 1450 2007">4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決</p>

<p>2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。</p> <p>(検討部会)</p> <p>第5条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要に応じて委員会に検討部会をおくことができる。</p> <p>2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。</p> <p>3 検討部会長は、委員のうちから委員長が指名した者とする。</p> <p>4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。</p> <p>5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成19年9月14日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月4日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成23年8月5日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年6月25日から施行する。</p>	<p>し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</p> <p>5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者からの資料の提出を求めることができる。</p> <p>(検討部会)</p> <p>第5条 委員長は、特別支援教育に関する専門的な課題を検討するため、必要に応じて委員会に検討部会をおくことができる。</p> <p>2 検討部会は、委員長が指名した者をもって構成する。</p> <p>3 検討部会長は、委員のうちから委員長が指名した者とする。</p> <p>4 検討部会は、検討部会長が招集し、主催する。</p> <p>5 検討部会長は、検討部会の経過又は結果を委員会に報告する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第6条 委員会の事務局は、教育委員会事務局指導室に置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成19年9月14日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成20年4月4日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成21年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成23年8月5日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成25年6月25日から施行する。</p>
---	--

<p>付 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。</p> <p>別表（第 3 条関係） 教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者 学識経験者 1 人 医療機関関係者 1 人 療育機関関係者 1 人 葛飾区私立幼稚園連合会代表 1 人 葛飾区私立保育園連盟代表 1 人 葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1 人 葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1 人 葛飾区立小学校校長会代表 2 人 葛飾区立中学校校長会代表 1 人 葛飾区立小学校副校長会代表 1 人 葛飾区立中学校副校長会代表 1 人 都立葛飾ろう学校長 都立葛飾盲学校長 都立鹿本学園校長 都立水元小合学園校長 都立水元特別支援学校長 都立葛飾特別支援学校長 福祉部障害福祉課長の職にある者 福祉部障害者施設課長の職にある者 保健所青戸保健センター所長の職にある者 子育て支援部育成課長の職にある者 子育て支援部子育て支援課長の職にある者 子育て支援部保育課長の職にある者 子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者 子育て支援部子ども応援課長の職にある者 教育委員会事務局学校施設担当課長の職にある者 教育委員会事務局学務課長の職にある者 教育委員会事務局指導室長の職にある者 教育委員会事務局学校教育支援担当課長の職にある者</p>	<p>付 則 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>付 則 この要綱は、令和 2 年 8 月 28 日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、令和 4 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表（第 3 条関係） 教育委員会事務局学校教育担当部長の職にある者 学識経験者 1 人 医療機関関係者 1 人 療育機関関係者 1 人 葛飾区私立幼稚園連合会代表 1 人 葛飾区私立保育園連盟代表 1 人 葛飾区私立保育園経営者協議会代表 1 人 葛飾区私立学童保育クラブ連盟代表 1 人 葛飾区立小学校校長会代表 1 人 葛飾区立中学校校長会代表 1 人 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 都立葛飾ろう学校長 都立葛飾盲学校長 <u>（削除）</u> 都立水元小合学園校長 都立水元特別支援学校長 都立葛飾特別支援学校長 <u>（削除）</u> 福祉部障害者施設課長の職にある者 <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 子育て支援部子育て支援課長の職にある者 子育て支援部保育課長の職にある者 子育て支援部子ども家庭支援課長の職にある者 子育て支援部子ども応援課長の職にある者 <u>（削除）</u> 教育委員会事務局学務課長の職にある者 教育委員会事務局指導室長の職にある者 <u>（削除）</u></p>
--	---